つうち の みかた

（１） でんわ で そうだん する とき は この ばんごう を いってください。

（２）かいごほけんりょう の きんがく は あなた や あなた の かぞく の しゅうにゅう で きまります。

（３）あなた が はらう かいごほけんりょう の きんがく

（４）はらう じゅんばん

（５）はらう きげん

（６）はらうばしょ

・のうふしょ で はらう ひと は こうざふりかえ が べんり です。つうちょう と いんかん を もって ぎんこうで てつづき を してください。

・コンビニ、PayPay、LINE Pay で はらう こと も できます。

（７）そうだん する とき の れんらくさき

介護保険料額決定（変更）通知書（おもて）

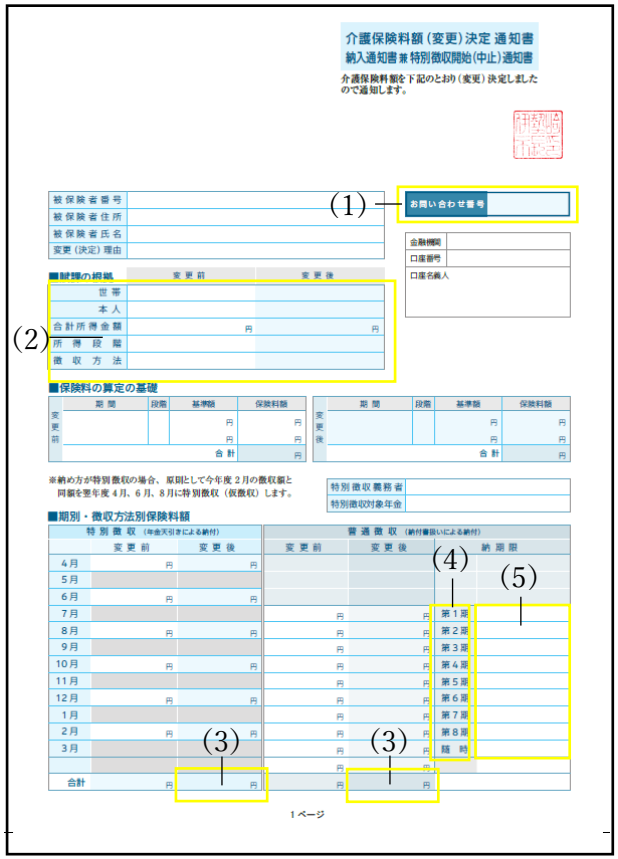
介護保険料額（変更）決定 通知書
納入通知書 兼 特別徴収開始(中止)通知書
介護保険料額を下記のとおり（変更）決定しましたので通知します。
被保険者番号
被保険者住所
被保険者氏名
変更（決定）理由
お問い合わせ番号
(1)
■賦課の根拠
変更前
変更後
世帯
本人
合計所得金額
所得段階
徴収方法
(2)
金融機関
口座番号
口座名義人
■保険料の算定の基礎
期間
段階
基準額
保険料額
変更前
変更後
合計
※納め方が特別徴収の場合、原則として今年度２月の徴収額と同額を翌年度４月、６月、８月に特別徴収（仮徴収）します。
特別徴収義務者
特別徴収対象年金
■期別・徴収方法別保険料額
特別徴収（年金天引きによる納付）
普通徴収（納付書払いによる納付）
変更前
変更後
納期限
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
(3)
(4)
(5)
第１期
第２期
第３期
第４期
第５期
第６期
第７期
第８期
随時
合計
1ページ

（うら）

■介護保険料の賦課について
この保険料は、介護保険法及び本市介護保険条例に基づき、市内に住所を有する65歳以上の方に賦課されます。
■審査請求等
この納入通知書の記載事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に群馬県介護保険審査会（前橋市大手町1-1-1 電話(027)226-2581）に対して審査請求をすることができます【注1】。
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として【注2】、提起することができます【注3】。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することはできないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
【注1】正当な理由があるときは、この限りではありません。なお、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き審査請求をすることができません。
【注2】訴訟において市を代表する者は市長となります。
【注3】裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き提起することができません。
■滞納処分
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。
■延滞金
納期限までにこの保険料が完納されないときは、その翌日から保険料完納の日までの期間の日数に応じ、保険料【注4】に、年14.6%［納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、年7.3%］の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。
ただし、各年の延滞金特例基準割合【注5】が年7.3%に満たない場合には、年14.6%の割合にあっては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合【注6】となります。
【注4】1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
【注5】平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定するもの）に年1%を加算した割合
【注6】当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合
■保険給付の制限
保険料の未納があると、利用者負担の割合が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなる等の措置がとられます。
■減免
災害等特別の事情があって保険料を納められない場合は、減免を受けることができます。この場合は、申請書にその理由を証明する書類を添えて、定められた期限までに市長（介護保険課）に提出してください。
■お問い合わせ先（受付時間／8:30～17:15 土・日曜日、祝休日、年末年始を除く）
(1)長寿社会部 介護保険課 ／電話：0270-27-2742（直通）
(2)赤堀支所 住民福祉課 ／電話：0270-62-9792（直通）
(3)あずま支所 住民福祉課 ／電話：0270-62-9909（直通）
(4)境 支 所 住民福祉課 ／電話：0270-74-0368（直通）
(7)
■納付場所
【指定金融機関、収納代理金融機関】
下記の金融機関等の全国にある本・支店（所）で納付できます。
【全国のゆうちょ銀行・郵便局】
【コンビニエンスストア】
納付書にバーコードが印字されているものに限り、下記の全国の店舗で現金にて納付できます。
【ペイジーによる納付方法】
【クレジットカードによる納付方法】
【スマートフォンアプリによる納付方法】
【伊勢崎市役所長寿社会部介護保険課】
【各支所住民福祉課】
(6)
2ページ

納付書（おもて）

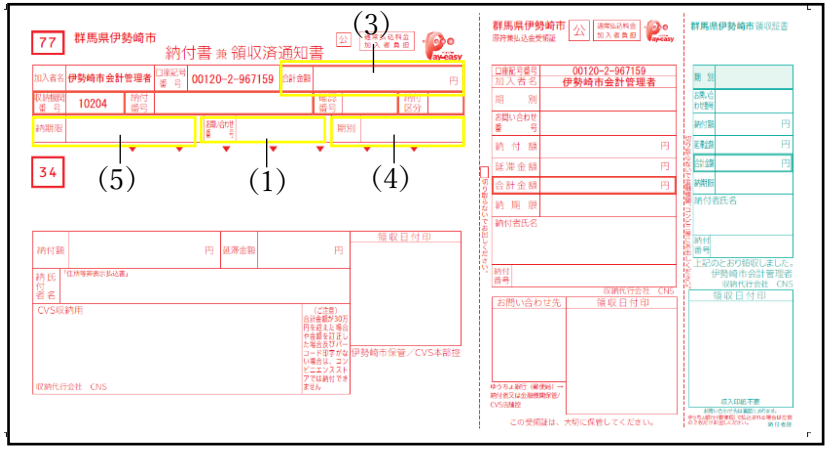
77 群馬県伊勢崎市
納付書 兼 領収済通知書
(3)
加入者名 伊勢崎市会計管理者
口座記号番号 00120-2-967159
金融金額 円
収納機関番号 10204
納付番号
納付区分
納期限
調定年度
期別
34
(5)
(1)
(4)
納付額 円
還元金額 円
領収日付印
CVS収納用
収納代行会社 CNS
伊勢崎市保管／CVS本部控
群馬県伊勢崎市
口座記号番号 00120-2-967159
加入者名 伊勢崎市会計管理者
期別
お問い合わせ番号
納付額 円
延滞金 円
合計金額 円
納期限
納付者氏名
納付番号
ここのとおり領収しました
伊勢崎市会計管理者
収納代行会社 CNS
領収日付印
お問い合わせ先
収納代行会社 CNS
領収日付印
この受領証は、大切に保管してください。

（うら）

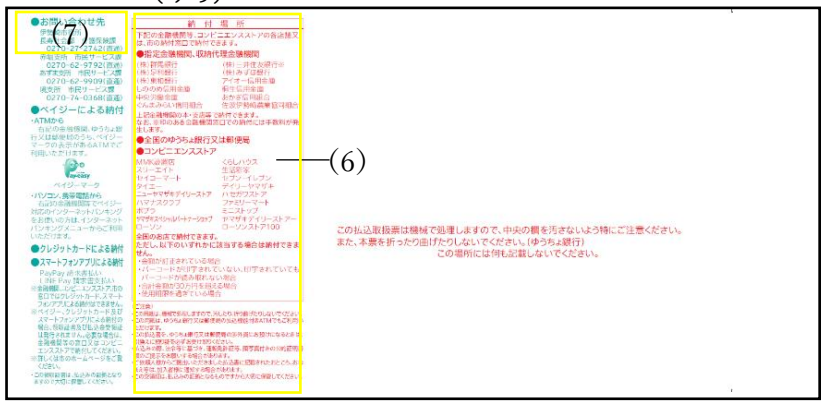
(7)
●お問い合わせ先
●指定金融機関、収納代理金融機関
●ペイジーによる納付
●コンビニエンスストア
●クレジットカードによる納付
●スマートフォンアプリによる納付
(6)
納付場所
この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。
また、本票を折ったり歪げたりしないでください。（ゆうちょ銀行）
この場所には何も記載しないでください。